

年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて

この度、全国市町村職員共済組合連合会（以下「当連合会」といいます。）から日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、年金受給者の方の情報の提供もれがあり、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金について、在職老齢年金支給停止額（以下「在職支給停止額」といいます。）の計算に誤りが生じていました。

その結果、在職老齢年金の支払いを受けている一部の年金受給者の方について、年金の支払い額が誤っていたことが判明いたしました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

なお、対象となる年金受給者の方には、当連合会より事情を説明したお詫びの通知を送付しております。

1. 概要

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、2以上の実施機関から年金を受けている方の在職支給停止額については、年金額を合算し計算することになりました。

具体的には、在職支給停止額の総額を計算したうえで、その総額をそれぞれの年金額で按分し、それぞれの年金の在職支給停止額を計算する仕組みとなり、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び日本年金機構の間で必要な情報交換（年金額等）を行うこととなっています。

この度、当連合会から日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、年金受給者の方の情報の提供もれが生じていたため、在職老齢年金を受ける一部の方について、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団において正しい在職支給停止額の計算が行われず、誤った年金額で支払われていたという事象が判明しました。

2. 影響

対象者の方については、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団からお支払いした年金額に誤りが生じています。

<年金の支払いに影響が出た受給者数及び金額>

(1) 未払い

	日本年金機構
影響受給者数	24人
平均額	15,847円
最大額	67,500円
最小額	91円
総額	380,330円

(2) 過払い

	日本年金機構	日本私立学校振興・共済事業団	計
影響受給者数	12人	1人	13人
平均額	9,244円	3,684円	8,816円
最大額	41,414円	3,684円	—
最小額	119円	3,684円	—
総額	110,925円	3,684円	114,609円

3. 対応

- (1) 対象者の方には、心よりお詫びをするとともに、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対しては、平成28年6月以降の年金の支払い等で、未払い金又は過払い金の調整をしていただくよう、お願いをしております。
- (2) 当連合会では、今回の事象を分析して、事故防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

<問い合わせ先>

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

電話 03-5210-4608